

第145期

定時株主総会招集ご通知

日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

場所 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部3階大会議室

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 体調のすぐれない方はくれぐれも無理をなさらぬようお願い申し上げます。ご欠席される場合には、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をしていただくこともできますので、是非ご利用をご検討ください。
- 本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

目次

■ 第145期定時株主総会招集ご通知 (添付書類)	1
■ 第145期事業報告	3
■ 計算書類	19
■ 連結計算書類	21
■ 監査報告書	23
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	28
第2号議案 定款一部変更の件	31
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件	37
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	42
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件	46
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	47
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件	48
■ インターネット等による議決権行使のご案内	50



清水銀行

証券コード：8364

株 主 各 位

静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
株式会社 清 水 銀 行
取締役頭取 岩 山 靖 宏

第145期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第145期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2020年6月24日（水曜日）午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項
1. 第145期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件
 2. 第145期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

4. 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

開催日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〈代理人による議決権行使〉代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。)

郵送

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

インターネット

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時送信分まで



当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、左記QRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

詳細は50・51ページをご覧ください。

【重複行使の取扱い】 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

【議決権の不統一行使】 議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示事項】 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) にて、修正の内容を開示いたします。

以上

(添付書類)

第145期 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、静岡県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託販売業務、保険代理店業務、金融商品仲介業務等を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスの提供を行っております。

金融経済環境

当期中におけるわが国経済は、中国景気の減速や米中貿易摩擦等の影響により、生産の一部や輸出を中心に弱さが見られたものの、企業収益は、底堅く推移し、個人消費の持ち直しにも下支えされ、緩やかな回復基調を維持してきました。しかしながら、年明けからの新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、世界経済の減速による輸出の減少や部材調達難による生産の低下、国境を越えての人の移動が制限される中でインバウンド需要の低迷、感染拡大を防止するための外出自粛等の様々な影響から、国内外の需要が急速に落ち込み、多くの業種で景況感が下押しされております。世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業業績を取り巻く環境は厳しさを増し、景気は厳しい状況になりつつあります。

当行の主要営業基盤である静岡県につきましても、景気は総じて緩やかな拡大を維持してきましたが、製造業を中心に企業収益は低下傾向となり、非製造業においても、観光や外食等の一部の業態に大幅な売上高の減少が見られ、全体として弱含んだ動きになっております。

金融環境につきましても、日経平均株価は主要先進国の政策金利の引き下げ等を追い風に、年末には2万3千円台を付けましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場の動揺と収束の気配が見られない先行き不安により、国内外の相場は急落し、期末には1万8千円台となりました。長期金利は日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと0%近辺で推移しました。

事業の経過及び成果

当行は、第26次中期経営計画「ADVANCE AS ONE ～地域・お客さまとともに、持続的成長を実現するために～」において、目指す姿として掲げた「存在意義の発揮」に向け、安定的な収益の確保と健全性の向上に取り組んでまいりました。

法人のお客さまへの取り組みとしては、タイ最大手の「バンコック銀行」との提携による信用保証制度「スタンドバイクレジット」を活用した現地通貨建て融資を拡大したほか、タイに拠点を持つ顧客向けにビジネス交流会を開催するなど、取引先の海外展開支援を強化しました。また、多くの中小企業が抱える後継者問題にお応えするため、事業承継・M&A業務において外部提携を進め、支援体制を強化しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業や個人事業主の皆さまの資金繰りやご返済などに関するご相談に積極的にお応えするため、2020年2月より「しみず緊急支援資金」の取り扱いを開始するなど、金融仲介機能の向上に向けた施策を展開しました。

個人のお客さまへの取り組みとしては、お客さまの安定的な資産形成に向け、新たに投資信託8商品を追加したことに加え、お客さまの将来への備えに対応するため、新たな個人保険商品4商品の取り扱いを開始しました。また、2019年8月には、金融商品販売支援システムを全店に導入し、預かり資産業務の受付をタブレット端末で行えるようにしたことで、お客さまの書類記入時のご負担の軽減やお手続き時間の短縮を図りました。急速に普及しているキャッシュレス決済への対応として、ペイメント企業4社と口座連携を開始しました。2020年3月には、SBIマネープラザ株式会社との2店舗目の共同店舗を静岡市内に開設し、付加価値の高い金融サービスの提供エリアを拡大しました。

地方創生への取り組みとしては、資金供給手段の多様化と地域社会の発展を目的として取り扱いを開始した「地方創生私募債」は、累計発行件数153件まで拡大しました。

2020年2月、アライアンス戦略として、新たな商品やサービスの提供を通じて地方創生に積極的に取り組むため、SBIホールディングス株式会社との間で資本業務提携を行いました。

こうした取り組みにより、お客さまにご満足いただけるサービスの充実を図ってまいりました。

損 益

経常収益は、前期比1億97百万円増加の232億45百万円となりました。経常費用は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う金融市場の混乱により、保有する有価証券の評価損が増加し、有価証券関連損失を計上したこと及び与信関係費用の増加等により、前期比80億72百万円増加の277億9百万円となりました。

この結果、経常損失44億64百万円、当期純損失39億82百万円となりました。

なお、当行及びグループ会社の連結業績は、連結経常収益289億74百万円、連結経常損失42億30百万円、親会社株主に帰属する当期純損失39億68百万円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、地域金融機関としてお客さまの資金需要に積極的にお応えした結果、前期末比275億円増加の1兆1,567億円となりました。

預金等

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充に努め、採算性を重視した調達を行った結果、前期末比34億円減少の1兆3,869億円となりました。

個人預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズにお応えするなか、個人預金、個人年金保険等が増加した結果、前期末比240億円増加の1兆1,786億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視しつつ、機動的な運用を行った結果、前期末比133億円減少の2,871億円となりました。

対処すべき課題

当期におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響による有価証券関連損失処理により損失計上となり、株主の皆さまには、多大なるご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

今回の決算により、当行の資産の健全性は向上しており、安定的な収益を計上できる体質を確保しております。一方で、地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行による顧客基盤の縮小、デジタルライゼーションの進展による金融サービスの多様化、長期化するマイナス金利政策など、予断を許さない状況が続いております。

このような認識のもと、当行では、2020年4月より、期間3年の第27次中期経営計画「ZENSHIN～架け橋を築く～」がスタートしました。経営理念を具現化するべく、2028年に迎える100周年に向けたありがたい姿を新たに定義したうえで、基本方針として「お客さま本位の追求」、「人財活力の最大化」、「経営基盤の強化」を掲げ、行員一人ひとりの力を結集し、お客さまに寄り添い、地域の発展に貢献し続けることで、地域になくてはならない銀行を目指してまいります。

持続可能な社会の実現を目指すべくSDGsの取り組みをさらに進め、企業価値の向上に向けたガバナンスの一層の強化を図り、お客さまの信頼と期待にお応えできるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	13,738	13,506	13,903	13,869
定期性預金	7,931	7,519	7,520	7,320
その他	5,807	5,986	6,382	6,548
社 債	100	100	—	—
貸 出 金	10,737	10,970	11,291	11,567
個人向け	2,107	2,192	2,302	2,373
中小企業向け	6,229	6,489	6,719	6,854
その他	2,401	2,288	2,269	2,339
商品有価証券	4	4	6	5
有 価 証 券	2,539	3,081	3,005	2,871
国 債	654	535	464	448
その他	1,885	2,545	2,540	2,422
総 資 産	15,814	14,992	16,467	15,858
内 国 為 替 取 扱 高	107,987	62,490	99,832	59,018
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 359	百万ドル 346	百万ドル 382	百万ドル 497
経 常 利 益 (△は経常損失)	百万円 3,472	百万円 3,394	百万円 3,411	百万円 △4,464
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 2,697	百万円 2,573	百万円 2,492	百万円 △3,982
1株当たり当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 282 87	円 銭 269 79	円 銭 223 23	円 銭 △343 75

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	28,760	27,637	28,675	28,974
経 常 利 益 (△は経常損失)	3,948	3,345	3,620	△4,230
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は親会社株主に帰属する当期純損失)	2,978	2,332	2,521	△3,968
包 括 利 益	1,684	2,509	1,958	△5,980
純 資 産 額	81,659	83,602	89,173	82,512
総 資 産	1,590,062	1,510,013	1,656,759	1,596,871

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	953人	972人
平 均 年 齢	40年2月	40年1月
平 均 勤 続 年 数	16年10月	16年8月
平 均 給 与 月 額	359千円	380千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託318人、出向受入者5人を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
静 岡 県	76	(1)	76	(1)
東 京 都	1	(0)	1	(0)
愛 知 県	2	(0)	2	(0)
合 計	79	(1)	79	(1)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を54,480か所（前年度末54,590か所）設置しております（セブン銀行ATM23,389か所及びイオン銀行ATM5,351か所、イーネットATM12,349か所、ローソン銀行ATM13,330か所を含む）。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) セブン銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン銀行との提携ATMを除き、店舗外現金自動設備を7か所廃止しました。

店舗外現金自動設備の廃止

- ・ピアゴ上岡田店共同出張所（磐田市）
- ・アピタ島田出張所（島田市）
- ・アスティ静岡出張所（静岡市葵区）
- ・ファミリーマート富士宮芝川店出張所（富士宮市）
- ・西友楽市富士青島店出張所（富士市）
- ・パティオ出張所（袋井市）
- ・小糸製作所静岡工場共同出張所（静岡市清水区）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	556
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア (外為勘定系システム 他)	295

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
清水ビジネスサービス株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	銀行事務代行業務	1981年12月10日	10百万円	100.00%	—
清水銀キャリアアップ株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	有料職業紹介業務	1990年10月22日	30百万円	100.00%	—
清水総合メンテナンス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	不動産管理業務	1991年12月24日	30百万円	100.00%	—
株式会社清水地域 経済研究センター	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	金融・経済の調査研究 業務、研修運営業務	1965年10月28日	12百万円	100.00%	—
清水信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	信用保証業務	1978年11月1日	50百万円	100.00%	—
清水リース&カード株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	リース業務、 クレジットカード業務	1999年4月14日	60百万円	15.13%	—
清水総合コンピュータ サービス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	コンピュータ関連業務	1989年7月1日	30百万円	5.00%	—

- (注) 1. 上記の子会社等7社は、いずれも連結対象会社であります。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(2019年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
豊島 勝一郎	取締役頭取 (代表取締役)		
岩山 靖宏	専務取締役 (代表取締役)		
望月 文人	専務取締役		
藪崎 文敏	常務取締役		
金田 富士夫	取締役(社外役員)		
東 恵子	取締役(社外役員)	学校法人東海大学 名誉教授	
相澤 隆	取締役(社外役員)	鈴与建設株式会社 代表取締役会長	
宇佐美 俊二	取締役		
若林 陽介	取締役		
田村 直之	取締役		
望月 昭宏	常勤監査役		
鳥羽山 直樹	常勤監査役		
伊藤 洋一郎	監査役(社外役員)	弁護士 伊藤総合法律事務所	
磯部 和明	監査役(社外役員)	公認会計士・税理士 公認会計士磯部和明事務所	

- (注) 1. 2019年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、専務取締役望月昭宏氏、常務取締役野々山茂氏、監査役清明氏が任期満了により退任しました。なお、望月昭宏氏は、同日付で常勤監査役に就任しました。
2. 2020年4月1日付で取締役頭取豊島勝一郎氏が取締役会長に、専務取締役岩山靖宏氏が取締役頭取に就任いたしました。
3. 監査役磯部和明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役金田富士夫氏、東恵子氏、相澤隆氏、監査役伊藤洋一郎氏及び磯部和明氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員としての届け出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12人	236 (28)
監 査 役	5人	47
計	17人	283 (28)

- (注) 1. 「報酬等」欄における()は、当事業年度に係る業績連動型報酬9百万円ならびに株式報酬型ストック・オプション報酬額18百万円を内書きしております。
2. 株主総会で定められた取締役に対する報酬限度額は、確定金額報酬270百万円、業績連動型報酬の報酬(当期純利益水準に応じて最大)30百万円及び株式報酬型ストック・オプションの報酬36百万円であり、監査役に対する報酬限度額は確定金額報酬60百万円であります。
3. 上記の支給人数には、2019年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
4. 上記報酬等のほか、役員退職慰労金として当事業年度中に退任した取締役1名に対して5百万円を支給しております。(当該支給は、2007年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払分より支給しております。)
5. 取締役1名の使用人としての報酬2百万円については、上記に含まれておりません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
金 田 富士夫	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
東 恵 子	
相 澤 隆	
伊 藤 洋一郎	
磯 部 和 明	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 東 恵子	学校法人東海大学 名誉教授
取締役 相澤 隆	鈴与建設株式会社 代表取締役会長
監査役 伊藤 洋一郎	伊藤総合法律事務所
監査役 磯部 和明	公認会計士磯部和明事務所

(注) 上記に掲げる社外役員の兼職先等と当行の間には通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役 金田富士夫	5年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	元静岡市収入役としての豊富な財務経験からの発言を行っております。
取締役 東 恵子	4年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	大学教授としての幅広い見地と経験からの発言を行っております。
取締役 相澤 隆	2年9ヶ月	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席しております。	会社経営者としての幅広い見地と経験からの発言を行っております。
監査役 伊藤洋一郎	10年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査役会12回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 磯部 和明	5年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査役会12回の全てに出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	29	—

(4) 社外役員の意見
該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 19,800,020株
発行済株式の総数 11,641,318株 (自己株式56,076株を含む)

(2) 当年度末株主数 5,569名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	665 ^{千株}	5.74 [%]
鈴与株式会社	480	4.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	465	4.01
清水銀行従業員持株会	377	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	336	2.90
SBIホールディングス株式会社	285	2.46
共栄火災海上保険株式会社	237	2.04
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	185	1.60
藍澤証券株式会社	170	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	165	1.42

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除した上、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井 淳 指定有限責任社員 深井 康治	56	(報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) (注) 3

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額56百万円。
 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
 - (イ) コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月1回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
 - (ウ) 本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
 - (エ) 使用人の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、役員の法令・定款違反については、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
 - (オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) リスク管理を適切に行うため、「統合的リスク管理規程」を制定し、カテゴリー毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
 - (イ) 非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。
 - (イ) 取締役会で決議された事項は、3ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) グループ会社におけるコンプライアンス、当行への適切な報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
 - (イ) 当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
 - (ウ) 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会担当者を1名以上配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役会担当者の人事異動や評価等については監査役会の意見を尊重する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 当行及びグループ会社の取締役は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に遅滞なく報告するものとし、当行及びグループ会社の使用人は主管部署を通じて、担当取締役、グループ会社取締役から報告するものとする。また、当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。
 - (イ) 上記の報告を理由として懲罰や人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益になる行為は行わないものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
頭取は、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当行は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当行およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当行の監査部がモニタリングしている。

② コンプライアンス

当行は、当行及びグループ各社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、行内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っている。また、当行は法令等遵守規程「コンプライアンス報告制度」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めている。

③ リスク管理体制

- (ア) 当行は、リスク管理に関する基本規程として「統合的リスク管理規程」を定め、取締役会を中心としたリスク管理体制を構築している。この規程に基づき、各種のリスクカテゴリーごとに「リスク管理規則」「リスク管理手続」を制定し、具体的な管理の実施方法等を定めるとともに、取締役会や経営会議への報告等を行っている。
- (イ) 当行は、実効性のあるリスク管理を行うため、年度ごとのリスク管理に関する計画を策定し、これに基づくリスクの把握、分析、評価を実施している。

④ 内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当行およびグループ各社の内部監査を実施している。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

第145期末 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金	96,756	預 金	1,386,907
現 預 金	19,348	当 座 預 金	55,220
預 け 金	77,408	普 通 預 金	564,337
商 品 有 価 証	575	貯 蓄 預 金	14,725
商 品 地 方 債	191	通 定 期 預 金	2,690
商 品 地 方 債	384	定 期 預 積 金	723,371
金 銭 の 信 託	1,200	そ の 他 の 預 金	8,680
有 価 証	287,130	コ ー ル マ ネ ー 金	17,880
国 債 債 権	44,895	債 券 借 取 引 受 入 担 保	2,176
地 方 債 債 権	54,024	借 入 用 入	48,473
社 債 債 権	71,277	外 国 為 替	60,500
株 式 債 権	17,109	売 渡 外 国 為 替	60,500
そ の 他 の 証 券	99,824	そ の 他 の 負 債	1
貸 出 金	1,156,716	未 決 済 為 替 借 等	3,305
引 形 手 貸 付	6,089	未 払 払 費 用	25
書 形 書 貸 付	15,008	未 前 給 付 補 填 備	63
座 越 替 け	1,010,176	前 給 融 一 ス 債 務	810
外 国 為 替	125,442	資 産 の 他 の 負 債	619
外 買 入 他 店 預 為	1,922	そ の 他 の 負 債	0
そ の 他 の 資 産	1,917	賞 退 職 給 付 引 当 金	198
未 決 済 為 替	4	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	496
未 払 取 引 派 生 商 品	83	有 形 固 定 資 産	37
未 融 派 生 商 品	54	土 地	1,054
そ の 他 の 資 産	961	建 設 中 資 産	438
形 固 定 資 産	124	土 地	437
物 産	21,320	無 形 固 定 資 産	5
地 産	16,972	ソ フ ト ウ ェ ア 資 産	4,634
物 産	6,973	前 線 支 貸	16,972
地 産	9,114	支 貸	6,973
産 産	426	支 貸	9,114
産 産	458	支 貸	426
ア 産	611	支 貸	458
産 産	511	支 貸	611
産 産	22	支 貸	511
用 産	78	支 貸	22
産 産	77	支 貸	78
返 金	77	支 貸	77
金	2,591	支 貸	2,591
証 書	4,634	支 貸	4,634
引 当	△5,897	支 貸	△5,897
金	△5,897	支 貸	△5,897
部 合 計	1,585,837	部 合 計	1,585,837
		負 債 の 部 合 計	1,506,881
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 剰 余 金	10,816
		資 本 準 備 金	7,413
		利 益 剰 余 金	7,413
		利 益 準 備 金	60,236
		そ の 他 の 利 益 剰 余 金	8,670
		別 途 積 立 金	51,566
		繰 越 利 益 剰 余 金	54,632
		自 己 株 式	△3,065
		株 主 資 本 合 計	△257
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	78,208
		繰 延 へ ッ ジ 損 益	660
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	27
		新 株 予 約 権	688
		純 資 産 の 部 合 計	59
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	78,956
			1,585,837

第145期 損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経資	常金	23,245
	貸有コ預金	15,617
	債	11,903
	利	3,612
	配	1
	ン	83
	入	14
	受	1
	手	3,777
	取	995
	務	2,781
	取	3,041
	売	2,757
	務	284
	取	809
	却	581
	却	13
	用	214
	用	948
	費	409
	金	0
	利	△21
	利	507
	利	52
	用	1,083
	用	175
	用	907
	用	3,082
	用	211
	用	4
	用	2,841
	用	20
	用	4
	用	14,947
	用	7,649
	用	2,102
	用	2,108
	用	3,221
	用	217
	用	4,464
	用	45
	用	0
	用	45
	用	4,509
	用	75
	用	△603
	用	△527
	用	3,982

第145期末 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	96,769	預 金	1,383,133
商品有価証券	575	コーポレートマネー	2,176
金銭の信託	1,200	債券貸借取引受入担保金	48,473
有価証券	286,740	借 用 金	67,472
貸 出 金	1,149,987	外 国 為 替	1
外国為替	1,922	その他の負債	6,961
リース債権及びリース投資資産	13,419	賞 与 引 当 金	468
その他の資産	27,228	退職給付に係る負債	933
有形固定資産	17,817	役員退職慰労引当金	57
建物	7,524	睡眠預金払戻損失引当金	5
土地	9,113	繰延税金負債	41
リース資産	6	支 払 承 諾	4,634
その他の有形固定資産	1,172	負債の部合計	1,514,358
無形固定資産	682	(純資産の部)	
ソフトウェア	527	資 本 金	10,816
リース資産	39	資 本 剰 余 金	7,648
その他の無形固定資産	115	利 益 剰 余 金	62,534
繰延税金資産	2,934	自 己 株 式	△257
支払承諾見返	4,634	株 主 資 本 合 計	80,741
貸倒引当金	△7,041	その他有価証券評価差額金	660
		繰延ヘッジ損益	27
		退職給付に係る調整累計額	△320
		その他の包括利益累計額合計	367
		新 株 予 約 権	59
		非 支 配 株 主 持 分	1,343
		純資産の部合計	82,512
資産の部合計	1,596,871	負債及び純資産の部合計	1,596,871

第145期 連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		28,974
資金運用収益	15,359	
貸出金利	11,843	
有価証券利息	3,414	
コール口	1	
預け金	83	
その他の受入	15	
役務取引等収益	9,767	
その他の業務収益	3,051	
その他の経常収益	795	
経常費用	795	33,205
資金調達費用	946	
預渡性預金	409	
コールマ	0	
債券借取	△21	
借入金の支払	507	
その他の支払	36	
役務取引等費用	14	
その他の業務費用	5,755	
その他の経常費用	3,091	
貸倒引当金の繰入	15,673	
その他の経常費用	7,738	
その他	2,190	
特別損失	5,547	4,230
固定資産処分損失	0	45
減損	45	
税金等調整前当期純損失		4,276
法人税、住民税及び事業税		208
法人税等調整額		△575
法人税等合計		△367
当期純損失		3,908
非支配株主に帰属する当期純利益		59
親会社株主に帰属する当期純損失		3,968

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社 清水銀行 監査役会

常勤監査役 望月 昭 宏 ⊕

常勤監査役 鳥羽山 直 樹 ⊕

監 査 役 伊 藤 洋 一 郎 ⊕

監 査 役 磯 部 和 明 ⊕

(注) 監査役伊藤洋一郎及び監査役磯部和明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期は世界的な金融市場の混乱等に伴い、有価証券関連損失の処理等を行い損失の計上となりましたことなどを考慮し、誠に遺憾ながら以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円

総 額

289,631,050円

なお、期末配当金は、前期から5円の減配となります。また、中間配当を含めました当期の年間配当は、1株につき55円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金

4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

4,000,000,000円

【第2号議案から第7号議案に共通する参考事項】

当行は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。本招集ご通知の31ページから49ページに記載の第2号議案から第7号議案は、いずれも移行に関する議案ですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の概要および当行が監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行する理由についてご説明申し上げます。

■監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。
- 監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除きます。）に関与します。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選任・解任や報酬について、株主総会で意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されております。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

■監査等委員会設置会社への移行理由

当行は、監査等委員会設置会社へ移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含みます。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能をより強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

■第2号議案から第7号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」において、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任をそれぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定める必要があることから、第5号議案では監査等委員以外の取締役の報酬額を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬額を、また、第7号議案では取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対するストックオプション報酬額および内容決定を、それぞれご提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当行は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上に取組むことを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- (3) 業務執行を行わない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約にかかる定款の規定を変更するものであります。本変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 役付取締役として、取締役副会長を新設するための規定の変更を行うものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時に効力が生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 第6条～第12条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数） 第20条 当銀行の取締役は、17名以内とする。 （新設）</p> <p>（取締役の選任） 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②（条文省略） ③（条文省略）</p> <p>（取締役の任期） 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （新設）</p> <p>② 新たに選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 （新設）</p>	<p>第2章 株式 第6条～第12条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数） 第20条 当銀行の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、17名以内とする。 ② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任） 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ②（現行どおり） ③（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期） 第22条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> （削除）</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会はその決議によって、<u>取締役相談役、取締役会長、取締役頭取各1名および取締役副頭取、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役頭取を代表取締役に選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役頭取以外に当銀行の代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>④ <u>会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役頭取各1名および<u>取締役副会長、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役頭取を代表取締役に選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役頭取以外に当銀行の代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条～第28条（条文省略）</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第30条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条～第28条（現行どおり）</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 当銀行は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) <u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集) <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会に関する規程) <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(社外監査役の責任限定契約) <u>第37条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (事業年度) 第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>常勤の監査等委員</u>) 第<u>31</u>条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第<u>32</u>条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第<u>33</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算 (事業年度) 第<u>34</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	再任 とよしま 豊島 かついちろう 勝一郎	取締役会長
2	再任 いわやま 岩山 やすひろ 靖宏	取締役頭取
3	再任 もちづき 望月 あやと 文人	専務取締役
4	再任 やぶざき 藪崎 ふみとし 文敏	常務取締役
5	再任 ひがし 東 けいこ 恵子 社外 独立役員	社外取締役
6	再任 あいざわ 相澤 たかし 隆 社外 独立役員	社外取締役
7	再任 わかばやし 若林 ようすけ 陽介	取締役
8	再任 たむら 田村 なおゆき 直之	取締役
9	新任 とばやま 鳥羽山 なおき 直樹	常勤監査役
10	新任 ひらいわ 平岩 まさし 将	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	とよしま かついちろう 豊島 勝一郎 (1957年7月6日生) 再任	1981年4月 当行入行 1996年6月 当行秘書部長 2001年4月 当行理事総合統括部長 2003年6月 当行取締役富士支店長 2005年6月 当行常務取締役 2007年6月 当行専務取締役 2011年4月 当行取締役副頭取 2012年4月 当行取締役頭取 2020年4月 当行取締役会長 (現任)	13,973株
【取締役候補者とした理由】 経営企画、リスク管理、財務、営業推進、審査、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、2012年4月より取締役頭取、2020年4月より取締役会長として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			
2	いわやま やすひろ 岩山 靖宏 (1964年7月13日生) 再任	1988年4月 当行入行 2005年6月 当行富士駅南支店長 2012年4月 当行理事富士支店長兼富士市役所前支店長兼 松岡支店長 2014年4月 当行常務執行役員 2015年6月 当行取締役総合統括部長 2016年10月 当行常務取締役 2019年5月 当行専務取締役 2020年4月 当行取締役頭取 (現任)	4,100株
【取締役候補者とした理由】 経営企画、リスク管理、財務、営業推進、審査等も含め幅広く銀行業務に携わり、2019年5月より専務取締役、2020年4月より取締役頭取として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			
3	もちづき あやと 望月 文人 (1964年1月27日生) 再任	1986年4月 当行入行 2007年6月 当行藤枝駅西支店長 2011年7月 当行理事本店営業部長兼興津支店長兼八木間 支店長 2012年7月 当行理事本店営業部長 2013年6月 当行取締役本店営業部長 2015年6月 当行常務取締役 2018年11月 当行専務取締役 (現任)	4,200株
【取締役候補者とした理由】 経営企画、リスク管理、財務、営業推進、審査、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、専務取締役として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	やぶ ぎき ふみ とし 藪 崎 文 敏 (1962年6月1日生) <u>再任</u>	1985年4月 当行入行 2007年6月 当行市場営業部長 2010年10月 当行東京支店長 2012年4月 当行理事総合統括部長 2013年6月 当行執行役員 2015年4月 当行常務執行役員 2017年6月 当行取締役 2019年5月 当行常務取締役(現任)	7,300株
【取締役候補者とした理由】 経営企画、財務、リスク管理、市場運用等も含め幅広く銀行業務に携わり、常務取締役として経営経験も有していることから、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			
5	ひがし けい こ 東 恵 子 (1953年8月23日生) <u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立役員</u>	1980年4月 東海大学短期大学部専任講師 1990年4月 東海大学短期大学部助教授 2004年4月 東海大学短期大学部教授 2007年4月 東海大学開発工学部感性デザイン学科教授 2011年4月 東海大学海洋学部環境社会学科教授 2015年6月 当行取締役(現任) 2019年4月 東海大学名誉教授(現任)	2,200株
【社外取締役候補者とした理由】 大学教授として培ってきた経験と社会的信用を備えており、同氏の幅広い見識を経営に取り入れることができるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。			
6	あい ざわ たかし 相 澤 隆 (1946年10月16日生) <u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立役員</u>	1969年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1996年6月 株式会社日本長期信用銀行取締役 1997年10月 長銀証券株式会社専務取締役 1998年6月 株式会社熊谷組常務取締役 2002年11月 鈴与建設株式会社取締役 2004年11月 鈴与建設株式会社取締役副社長 2005年4月 鈴与建設株式会社代表取締役社長 2016年11月 鈴与建設株式会社代表取締役会長(現任) 2017年6月 当行取締役(現任)	700株
【社外取締役候補者とした理由】 企業経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しており、同氏の幅広い見識を経営に取り入れることができるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
7	わかばやし ようすけ 若林陽介 (1965年12月23日生) 再任	1989年4月 当行入行 2012年4月 当行島田支店長 2014年4月 当行静岡南支店長 2016年4月 当行総務管理部長 2017年4月 当行経営企画部長 2017年6月 当行取締役経営企画部長 2019年5月 当行取締役(現任)	2,900株
【取締役候補者とした理由】 経営企画、リスク管理、営業推進、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			
8	たむら なおゆき 田村直之 (1964年9月22日生) 再任	1987年4月 当行入行 2003年10月 当行江尻支店長 2006年12月 当行業務企画部長 2009年7月 当行経営企画部長 2011年4月 当行焼津支店長 2012年4月 当行東京支店長 2014年4月 当行総務管理部長 2016年4月 当行監査部長 2017年4月 当行理事総合統括部長 2019年6月 当行取締役(現任)	1,500株
【取締役候補者とした理由】 経営企画、リスク管理、市場運用、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			
9	とばやま なおき 鳥羽山直樹 (1959年6月14日生) 新任	1983年4月 当行入行 2000年7月 当行人事部長 2001年10月 当行市場営業部長 2003年4月 当行磐田支店長 2005年7月 当行経営企画部長 2008年4月 当行理事浜松支店長 2009年7月 当行理事総合統括部長 2010年6月 当行取締役総合統括部長 2015年6月 株式会社清水地域経済研究センター代表取締役社長 2017年6月 当行監査役(現任)	3,100株
【取締役候補者とした理由】 経営企画、リスク管理、財務、市場運用、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
10	ひら いわ まさし 平 岩 将 (1968年4月17日生) 新任	1991年4月 当行入行 2010年7月 当行下香貫支店長 2016年4月 当行東京支店長 2018年4月 当行市場営業部長 2019年5月 当行総合統括部長 2020年4月 当行総務管理部付部長(現任)	1,200株
【取締役候補者とした理由】 リスク管理、市場運用等も含め幅広く銀行業務に携わり、銀行の経営判断を的確に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との特別の利害関係について
- (1) 相澤隆氏が代表取締役会長を務める鈴与建設株式会社と当行の間には、貸出金等の取引がありません。
 - (2) その他の候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は45ページに掲載)
 東恵子氏及び相澤隆氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であります。また、当行は株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 社外取締役としての在任年数について
 当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、東恵子氏は5年、相澤隆氏は3年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
 当行は、東恵子氏及び相澤隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。東恵子氏及び相澤隆氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	新任 もち づき あき ひろ 望 月 昭 宏	常勤監査役
2	新任 い とぅ よういちろう 伊 藤 洋一郎	社外 独立役員 社外監査役
3	新任 いそ べ かず あき 磯 部 和 明	社外 独立役員 社外監査役
4	新任 こう の まこと 河 野 誠	社外 独立役員 一

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	もちづきあきひろ 望月昭宏 (1957年4月4日生) 新任	1980年4月 当行入行 1999年2月 当行矢部支店長 2004年4月 当行理事経営企画部長兼秘書室長 2005年6月 当行取締役静岡支店長 2011年4月 当行常務取締役 2013年6月 当行専務取締役 2019年6月 当行監査役(現任)	9,590株
	【取締役候補者とした理由】 経営企画、財務、監査、リスク管理、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、2013年6月より専務取締役として経営経験も有し、2019年6月から常勤監査役としてその職務・職責を適切に果たしていることから、監査等委員として職務を的確に遂行することができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。		
2	いとうよういちろう 伊藤洋一郎 (1948年2月1日生) 新任 社外 独立役員	1990年4月 東京弁護士会に弁護士登録 1995年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換 静岡市葵区に伊藤総合法律事務所開設(現任) 1999年4月 当行仮監査役 1999年6月終了 2009年6月 当行監査役(現任)	900株
	【社外取締役候補者とした理由】 長年の弁護士としての見識と経験を有しており、2009年6月より社外監査役に就任し高い見識と法律の専門家としての見地からその職務・職責を適切に果たしており、監査等委員として職務を的確に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		
3	いそべかずあき 磯部和明 (1948年1月4日生) 新任 社外 独立役員	1971年4月 昭和監査法人入所 1974年3月 公認会計士試験合格 1974年8月 昭和監査法人退所 1974年9月 公認会計士磯部和明事務所設立(現任) 2014年6月 当行監査役(現任)	2,700株
	【社外取締役候補者とした理由】 長年の公認会計士としての見識と経験を有しており、2014年6月より社外監査役に就任し高い見識と公認会計士・税理士としての見地からその職務・職責を適切に果たしており、監査等委員として職務を的確に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	河野 誠 (1970年11月12日生) 新任 社外 独立役員	2000年10月 東京弁護士会に弁護士登録 相川法律事務所入所 2005年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換 河野法律事務所入所 2010年9月 河野法律事務所所長(現任)	3,100株
	【社外取締役候補者とした理由】 長年の弁護士としての見識と経験を有しており、監査等委員として職務を的確に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との特別の利害関係について
- (1) 伊藤洋一郎氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
 - (2) 河野誠氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
 - (3) その他の候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の独立性について(当行の社外取締役の独立性判断基準は45ページに掲載)
- (1) 伊藤洋一郎氏および磯部和明氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であります。また、当行は株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - (2) 河野誠氏は、当行の社外取締役の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の選任をご承認いただいた場合には、当行は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
3. 社外取締役候補者の社外監査役としての在任年数について
当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、伊藤洋一郎氏は11年、磯部和明氏は6年であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- (1) 当行は、伊藤洋一郎氏及び磯部和明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。伊藤洋一郎氏及び磯部和明氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - (2) 河野誠氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額となります。

<ご参考>

当行における社外取締役の独立性判断基準

当行は、専門家としての知識及び職務執行に必要な知見や経営者としての豊富な経験を有し、会社法に定める社外取締役の要件および「独立性判断基準」（下記参照）を満たす者を独立社外取締役として選任しております。

「独立性判断基準」

原則として、現在または最近において以下のいずれかの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者または当行の主要な取引先若しくはその業務執行者。
2. 当行からの役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
3. 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
4. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ア. 上記1～5に該当する者。
 - イ. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

※「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいう。例えば、独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等が含まれている。1年以上前は「最近」に該当しない。

※「主要な」とは、事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。

※「多額」とは、過去3年間平均で1,000万円以上をいう。

※「近親者」とは、配偶者および二親等以内の親族をいう。

※「重要でない者」とは、会社・取引先の役員・部長クラスの者や各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士以外をいう。

以 上

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2015年6月19日開催の第140期定時株主総会において、確定金額報酬として年額270百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）、また、確定金額報酬とは別枠で業績連動型報酬（社外取締役を除く）として当期純利益に応じて最大年額30百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、確定金額報酬を年額270百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）、また、企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を高めるため、業績連動型報酬枠（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）を、確定金額報酬とは別枠で、当期純利益を基準として、次表のとおり最大年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案の報酬額は、第7号議案のストックオプション報酬とは別枠でご承認いただくものです。

現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名（うち社外取締役2名）となります。本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

表) 業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠（年額）
50億円以上	30百万円
30億円以上50億円未満	20百万円
10億円以上30億円未満	10百万円
10億円未満	0円

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行の監査役の報酬額は、2015年6月19日開催の第140期定時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

現在の監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

当行の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2015年6月19日開催の第140期定時株主総会において、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、年額36百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対し、第5号議案としてご承認をお願いする報酬額とは別枠にて、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとし、そのための報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額36百万円以内といたしたいと存じます。

具体的なストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各取締役に対する支給時期および配分等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。現在の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は7名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は8名となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

報酬として新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数
事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限は2,200個とします。
新株予約権の目的となる株式は当行普通株式とし、上記の1年間の上限を22,000株とします。
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は10株とします。
なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものとします。
- (2) 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとします。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- (4) 新株予約権を行使できる期間
新株予約権の割当日の翌日から25年以内とします。ただし、行使の期間の最終日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日とします。
- (5) 新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとします。
- (7) その他新株予約権の内容
上記(1)から(6)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバー等をご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月24日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (5) 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。
- (6) インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (7) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (8) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、議決権行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

《お問い合わせ先》

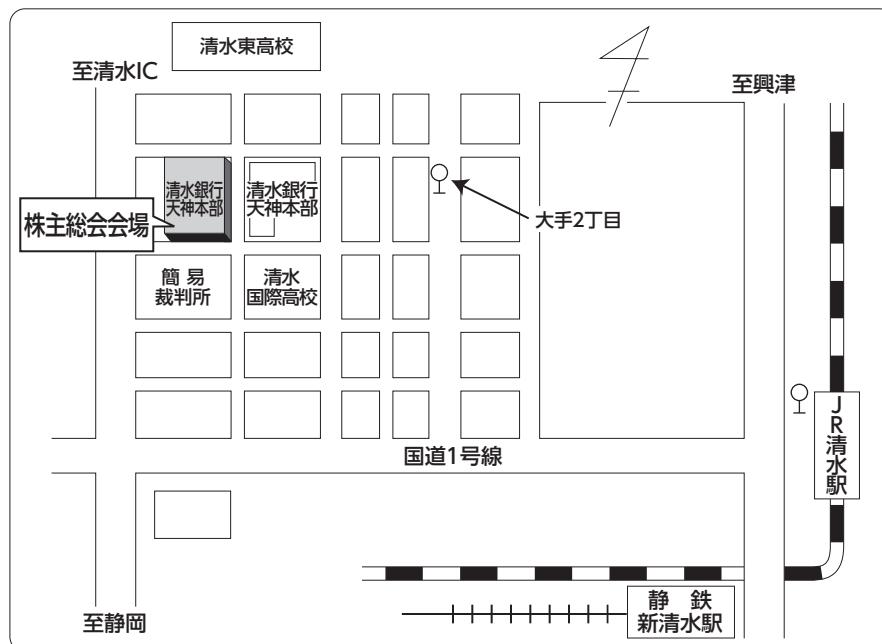
ご不明な点につきましては、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
電 話 0120-768-524 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)
(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
電 話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

以上

株主総会会場のご案内

会 場 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室
☎ 054-353-7714 (清水銀行総務管理部)



※最寄り駅のご案内

東海道本線 JR清水駅より徒歩15分
静岡鉄道（電車）新清水駅より徒歩25分 タクシー7分
しずてつ（バス）清水駅前停留所
ジャストライン（バス）1番乗り場、庵原線乗車
大手2丁目バス停下車徒歩3分

※なお、駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。